

鳥取県における危険ドラッグ規制への対応について

～鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正案の概要～

I 改正の背景

- 危険ドラッグの使用による健康被害や交通事故等が全国で多発しており、鳥取県内においても、今年に入り、危険ドラッグを使用した事件・事故が発生している。
- 都市部の繁華街などでは危険ドラッグが堂々と店舗販売され、また、インターネット上においても危険ドラッグの商品取引が横行するなど入手が容易な中で、危険ドラッグに起因する危害防止対策を講じることが急務となっている。

II 改正の経緯・ポイント

- 現在の薬事法や条例による規制は、健康に危害を与えることが科学的に立証されたものを指定薬物として指定し、製造、販売、所持、使用等の行為を禁止する方法であるが、指定の手続きに時間がかかる上、薬物の化学構造の一部を変えることで法規制を逃れる行為が横行し、取締り側との「イタチごっこ」が続いている。
- このため、指定の有無にかかわらず、鳥取県では危険ドラッグ全体に規制の網をかぶせ、製造、販売、所持、使用等の行為を禁止することとした。

III 改正案の概要

1 禁止対象薬物の拡大

麻薬、覚醒剤等と同等に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生ずるおそれがある物であって、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるものを危険薬物として、その製造、販売、使用、所持等の行為を禁止する。

2 立入調査・罰則の適用範囲の拡大

禁止対象薬物の拡大、知事指定候補薬物の指定制度の導入に伴い、立入調査や警告・命令を経た罰則適用の範囲を広げる。なお、直接罰については、物質を特定した知事指定薬物の製造・販売等のみ適用するものであり、従来どおりとする。

3 知事指定薬物の指定の拡大

知事指定薬物については、従来の物質を特定したものに加えて、製品としてその有害な精神作用が確認されたものを指定することができる。

4 知事指定候補薬物の指定・届出義務化の導入

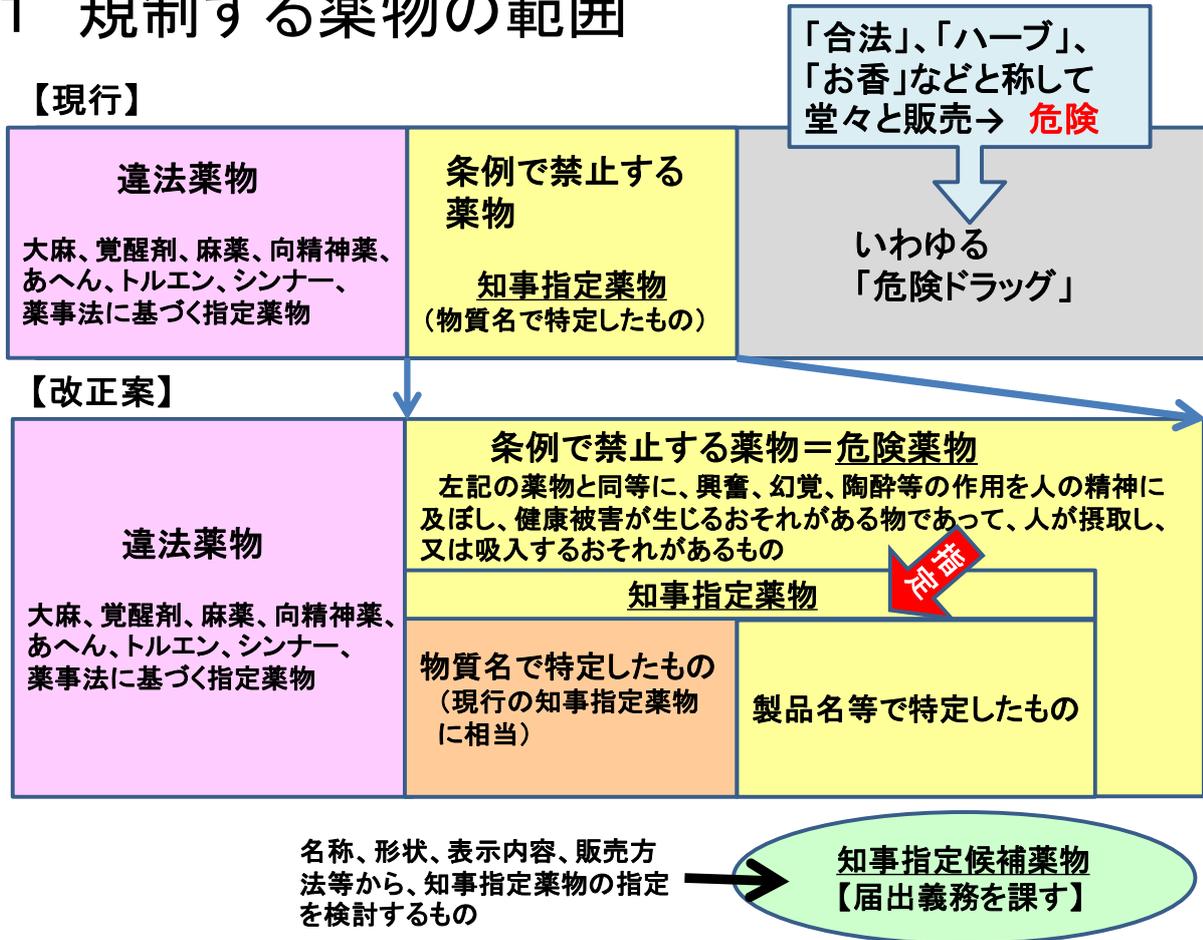
製品の名称、形状、表示内容、販売方法その他の情報から、知事指定薬物の指定を検討する物を知事指定候補薬物に指定することができることとし、これを販売、購入等をしたときに届出を義務化する。なお、これを製造、販売等をする者は、人の健康に被害が生じないことを証明するに足りる書類の提出により、指定の解除を申し立てることができる。

5 県民運動の強化

県民は、薬物の取引に関する情報を警察官その他の県職員に提供すること等により、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組むものとする規定を追加。

条例案の概要

1 規制する薬物の範囲



2 その他の主な概要

項目	内容
警告、中止命令 立入調査等	物質名が特定された知事指定薬物から危険ドラッグ全体に禁止薬物の対象を拡大。違反者には警告、中止命令を出すとともに立入調査等を行う。また新設の知事指定候補薬物について届出を行わない販売者等にも立入調査等を行う。
罰則	上記の中止命令に違反した者、物質名が特定された知事指定薬物の製造・販売等を行った者、立入調査等を拒んだ者には罰則を課す。
知事指定候補薬物に係る届出 [新設]	名称、形状、表示内容、販売方法等から、知事指定薬物の指定を検討する製品の販売者等に届出義務を課す。(販売者等から解除の申立てができる)
県民運動	薬物の濫用防止に向けた県民運動の推進とともに、新たに薬物の取引情報を警察官等に提供する等県民全体での取組を追加。